

役員選出規程

2023年10月20日改定
2025年12月06日更新

第1条 会長・副会長・庶務・会計・会計監査委員長、島本町PTA連絡協議会書記（但し幹事校担当年度のみ）は、選出管理委員会において、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

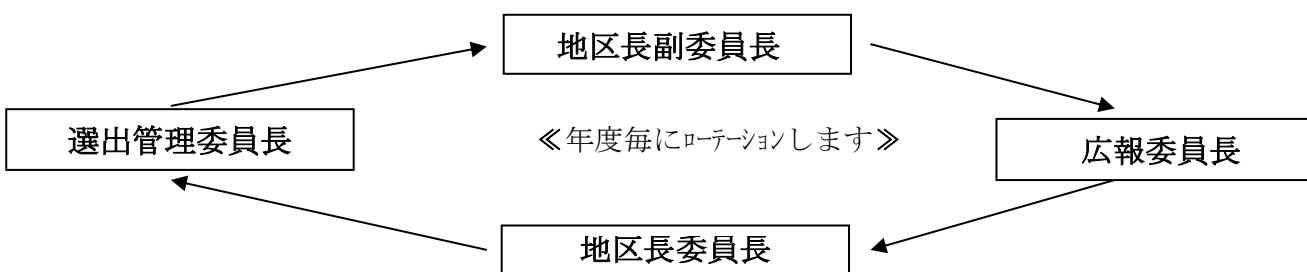
第2条 各委員長・副委員長は、立候補がない場合、選出管理委員会において、下記ローテーション表をもとに、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

ローテーション表

（注）地区、エリア、ローテーションは毎年見直し、必要に応じて変更します。

地区割り	エリアA	エリアB	エリアC	エリアD
	山二（*） 鈴滝 東二・尺代 東三	山柴・山鈴 ユニハイム・ユニライフ	東三西 南百山A 南百山B	百山カーサ・ジオ 百山アーバン・リシェス 若一A 若一B 若二・三

（*） 山二地区は、会計監査委員長を引き受けた年度は選出免除とします。



第3条 地区長委員及び補助委員は、地区別集会において、現地区長指名のもと各地区よりそれぞれ1名を選定し、会長はこれを委嘱します。

原則として補助委員は各地区1名とします。2名以上必要である場合は地区長委員長を通して運営委員会で了承を得ます。

第4条 広報委員は、1～6年生より2名ずつ正会員より選定し、会長はこれを委嘱します。立候補のない場合には、くじ引きにて選出します。

第5条 企画委員は、1～6年生より2名ずつ正会員より選定し、会長はこれを委嘱します。立候補のない場合には、くじ引きにて選出します。

第6条 選出管理委員は、1～6年生より1名ずつ正会員より選定し、会長はこれを委嘱します。立候補のない場合には、くじ引きにて選出します。

第7条 各委員長内において委員長が必要とする場合は委員長補佐をおくことができます。
学校側は、選出管理委員会の要請があれば、教職員の中から庶務若干名、会計監査委員1名を選出します。各地区担当若干名ずつ、各委員会委員若干名ずつを教職員中より内申し、会長はこれを委嘱します。但し、兼務及び代行者をおいても差し支えありません。

第8条 各委員長・副委員長及び委員の兼任はできません。また、補助委員は広報委員・企画委員・選出管理委員に限り兼任可能とします。

第9条 運営委員会が必要であると認められた場合は、運営補助をおくことができます。

委員長・副委員長・委員選出手順について

2023年10月20日改定

＜選出手順＞

1. 全学年の正会員より委員長・副委員長・委員の立候補者を募る。
2. 立候補者がいなければくじ引きにて選出する。(地区委員は除く) 選出順序(1)→(2)→(3)とする。

(1) (副) 委員長 (地区長委員長、地区長副委員長、広報委員長、選出管理委員長)

1. 立候補者が多数の場合、①ローテーション表のエリア (P, 6 参照) ②未経験者③高学年保護者を優先します。
2. 複数のお子様がいる場合はそれぞれのお子様が新6年生の時 (すなわち1子につき1回) 対象となります。
3. 委員長・副委員長については、くじ引き選出の際にエリア内に対象者がいない場合は学年を下げます。
4. やむを得ない理由 (家庭の事情など) により免除を希望される方は、あらかじめ免除希望届を選出管理委員会に提出するか、学校窓口 (教頭) に相談してください。免除希望届を受け付けた方は原則免除候補者となります。その後、免除希望理由のみ選出管理委員会で協議し、免除の可否を決めます。ただし、個人情報保護の観点から選出管理委員会で可否を諮ることなく、免除となる場合があります。

＜免除項目＞

- ・ P T A 運営役員 [会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、広報委員長 (旧文化委員長)、選出管理委員長 (旧指名委員長)]、島本町 P T A 連絡協議会の会長、書記の経験がある。
- ・ 当該年度に就学前6歳以下 (当該年度4月1日現在) の子どもがいる。
- ・ 当該年度に他校園にて P T A 運営役員が確定または内定している。
- ・ 校区外への転居、または転出が確定している。

(2) 地区委員 (地区長・補助委員)

1. 立候補者がいる場合、基本は新6年生の保護者となり、地区内に対象者がいない場合は学年を下げます。なお、未経験者を優先します。
2. 地区の中で世帯数が特に少ない区域、飛び地の区域からは選出しないようにします。

＜免除項目＞

- ・ P T A 運営役員 [会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、広報委員長 (旧文化委員長)、選出管理委員長 (旧指名委員長)]、島本町 P T A 連絡協議会の会長、書記の経験がある。
- ・ その他は、各地区で相談の上決定するものとします。(やむを得ない事情等は教頭に相談)

(3) 委員 (広報委員・企画委員・選出管理委員)

1. 立候補者がいる場合、免除項目の対象者およびやむを得ない事情により免除を希望し、選出管理委員会において了承された方を除いてくじ引き選出となります。

＜免除項目＞

- ・ P T A 運営役員 [会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、広報委員長 (旧文化委員長)、選出管理委員長 (旧指名委員長)]、島本町 P T A 連絡協議会の会長、書記の経験がある。
- ・ 当該年度に就園前3歳以下 (当該年度4月1日現在) の子どもがいる。
- ・ 当該年度に P T A 運営委員・各 (副) 委員長が確定または内定している。
- ・ 当該年度に地区長が確定している。
 - ・ 当該年度に他校園にて P T A 運営役員が確定または内定している。
 - ・ 校区外への転居、または転出が確定している。
 - ・ 過去に委員経験がある。(1子につき1回)

(その他)

- ▼ (副) 委員長選出手順に参加できない場合は、委任状をご提出ください。
- ▼ 委員長くじ引き選出免除希望届は新6年生の保護者全員に、選出管理委員会より配布します。
- ▼ 委員くじ引き選出免除希望者は、委員募集案内に明記の上ご提出ください。